

宮城県の宿泊税条例の構成

概要		主な内容
第1条	課税の目的	観光資源の魅力の増進、旅行者の受入れに必要な環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、法定外目的税として、宿泊税を課することを規定するもの。
第2条	定義	本条例において使用する用語については、地方税法及び県税条例の例によることを規定。
第3条	納税義務者等	<p>納税義務者等を以下のとおり規定するもの。</p> <p>①対象施設 旅館業法に規定する旅館業(旅館・ホテル・簡易宿所) 国家戦略特別区域法に規定する認定事業(特区民泊) 住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業(新法民泊) } に係る施設</p> <p>②課税客体 宿泊行為(上記施設における宿泊料金を受けて行われる宿泊)</p> <p>③納税義務者 宿泊者</p>
第4条	課税免除	<p>学校長等が証明する以下の宿泊に対しては、宿泊税を課しないと規定するもの。</p> <p>①幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校 学校の幼児・学生等や引率者が教育課程内の教育活動又は部活動として宿泊する場合※</p> <p>②保育所、認定こども園、家庭的保育事業・小規模保育事業・事業者内保育事業を行う施設において 満三歳以上の幼児や引率者が当該施設が主催する行事として宿泊する場合</p> <p>※条例上は「当該学校の修学旅行その他の教育活動」の規定であり、「教育課程内の教育活動」及び「部活動」は規則にて明記予定。</p>
第5条	免税点	宿泊料金が1人1泊につき6,000円未満の宿泊に対しては、宿泊税を課しないと規定するもの。
第6条	税率	<p>税率を1人1泊につき300円※と規定するもの。</p> <p>※仙台市内の税率を県100円とすることは附則にて規定。</p>
第7条	課税地	課税地を宿泊施設の所在地と規定するもの。
第8条	徴収の方法	徴収方法を特別徴収の方法と規定するもの。

概要		主な内容
第9条	特別徴収義務者	特別徴収義務者を宿泊施設の経営者と規定するもの。
第10条	特別徴収義務者としての登録等	特別徴収義務者としての登録方法や証票の掲示義務等を規定するもの。
第11条	申告納入	1か月ごとに納入申告書の提出、納入金の納入を行うことを規定するもの。 また、年間納入額が360万円以下など一定要件※を満たす場合には3か月ごとと規定するもの。 ※条例上は「一定金額以下であることその他の規則で定める要件」の規定であり、「360万円以下」やその他の要件は規則にて明記予定。
第12条	徴収不能額等の還付又は納入義務の免除	天災等の場合における特別徴収義務者に対する徴収不能額等の還付及び納入義務の免除を規定するもの。
第13条	特別徴収義務者の帳簿の記載義務等	帳簿の記載義務等を以下のとおり規定するもの。 ①帳簿 【記載内容】宿泊年月日、宿泊者数、課税対象の宿泊者数、課税免除の宿泊者数、宿泊料金、宿泊税額 【保存期間】納入申告書の提出すべき日の翌日から起算して5年を経過する日まで ②売上傳票等 【記載内容】宿泊年月日、宿泊者数、宿泊料金、宿泊税額 【保存期間】当該宿泊日の属する月の末日の翌日から起算して2年を経過する日まで
第14条	帳簿の記載義務違反等に関する罪	以下のいずれかに該当した場合に、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処すると規定するもの。 ①証票の掲示義務、貸し付け又は譲り渡しの禁止、返還の規定に違反したとき ②正当な事由がなく帳簿の未記載、虚偽の記載、隠匿があったとき ③帳簿を5年間保存しなかったとき ④正当な事由がなく書類の未作成、虚偽の作成、隠匿があったとき ⑤書類を2年間保存しなかったとき
第15条	賦課徴収	賦課徴収について、宮城県県税条例を準用することを規定するもの。

概要		主な内容
第16条	間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税	宿泊税は、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第6条の22の4第6号(間接地方税の範囲)及び第6条の22の9第4号(夜間執行の制限を受けない地方税)の条例で指定する法定外目的税と規定するもの。
第17条	県税事務所長に対する知事の権限の委任	賦課徴収に関する事項等を知事から課税地所轄の県税事務所長に委任することを規定するもの。
第18条	規則への委任	この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定めることを規定するもの。
附則①	施行期日	施行期日は規則で定める日からとすることを規定するもの。
附則②	適用区分	施行日以後の宿泊(施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く)について適用することを規定するもの。
附則③	準備行為	特別徴収義務者の指定や登録等の必要な手続きを施行日前においても可能とすることを規定するもの。
附則④	仙台市内における宿泊税の特例	仙台市の宿泊税がある場合には、仙台市内における県の税率を100円とすることを規定するもの。また、仙台市内の賦課徴収に関しては、仙台市が県分も併せて行うことなどを規定するもの。
附則⑤	拘禁刑に関する経過措置	刑法改正により懲役刑が拘禁刑になることについて経過措置を規定するもの。
附則⑥	調整規定	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、法人番号の規定の項ずれが生じることから調整を規定するもの。
附則⑦	検討	条例の施行後3年を経過した場合において、社会経済情勢等の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとし、その後においても、5年ごとに同様の検討を行うことを規定するもの。